

事業監理データ連携基盤検討会 規 約（案）

（設置の目的）

第 1 条 発注者における建設生産・管理システムにおいて、データの収集、加工、廃棄等のデータ作業の省人化、データ活用による事業監理の高度化・意思決定の迅速化により社会資本の整備を適切に実施するための事業監理データ連携基盤を構築することを目的として、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」及び「B I M／C I M推進委員会」のもとに、「事業監理データ連携基盤検討会」（以下、「本検討会」という。）を設置する。

（本検討会の事務）

第 2 条 本検討会は、事業監理データ連携基盤における以下に掲げる事項に関する課題について審議する。

- 一 事業監理データ連携基盤に蓄積するデータ及びその方法
- 二 事業監理データ連携基盤を構築するにあたっての仕様
- 三 情報モデルの共有も含めたシステム連携の検討
- 四 業務効率化につながるアプリ開発について
- 五 その他

（本検討会の構成）

第 3 条 本検討会は、会議の長（以下「座長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会議を統括する。
- 4 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。
- 5 本会議は、必要に応じて委員の追加を行うことができる。
- 6 本会議は、必要に応じて参考人のヒアリングを行うことができる。

（本検討会の開催）

第 4 条 本検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 会議は公開を原則とし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 3 会議の議事概要は速やかに公表する。

（作業部会の設置）

第 5 条 本検討会に、特定の課題について検討を行うため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の運営に関しては、本検討会の座長の承認をもって実施することとする。

（事務局）

第 6 条 本検討会の事務局は、大臣官房技術調査課、大臣官房参事官グループ及び国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センターに置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本会議で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、令和7年〇月〇日から施行する。